

広島県告示第百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
矢賀二丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを昭和五十九年一月十七日広島県告示第五十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存するものとする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市 東区	矢賀二丁目			八五八番地先里道敷	標柱八号
				八五六番	標柱七号
				丙一〇四五番	標柱六号
				一〇三六番一	標柱五号
				一〇三六番一地先里道敷	標柱四号
				七五番八	標柱二号
				七五番一	標柱一号及び三号